

NPO 法人輪母ネットワーク会員 倫理規定

本書は、NPO 法人輪母ネットワーク（以下「当法人」という）の会員として登録・参加するにあたり、当法人の活動秩序及び内部関係の安定性を保持するための基礎的な行動規範を確認し、当該内容に同意することを求めるものである。

なお、本書に記載される各条項は、特段に困難な行為を求めるものではなく、あくまで一般的な社会通念および通常の信義則に照らした際、適切とされる行動を文書化したものである。

第1条（相互尊重の原則）

会員は、他の会員、参加者、関係者に対し、人格・思想・背景等のいかなを問わず、礼節と敬意をもって接するものとする。故意または過失により、名誉を毀損し、心情を害し、もしくは当法人の活動環境を不安定にする一切の言動を慎むこと。

第2条（情報発信に関する責任）

当法人に関連する情報（活動内容、会議記録、会員の発言等）を外部的に向けて発信する場合は、その正確性、当事者の意向、文脈等を慎重に検討し、他者の誤解または不利益を生じさせぬよう最大限配慮すること。

第3条（内部対話の優先）

運営方針、理念、実施内容等に疑義または異論が生じた場合においては、外部的評価や感情的反応に先んじて、会員間または理事会を通じた内部対話により、協議的解決を図ることを原則とする。

第4条（個人情報及び内部資料の取扱い）

会員は、当法人の活動において知り得た会員の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等）および内部文書（名簿、議事録、申込データ、配布資料等）を、第三者へ開示、共有、持ち出し、または目的外利用することを一切禁ずる。

第5条（秩序維持義務）

会員は、当法人の活動の円滑な実施を妨げず、自己の言動が他の会員の心理的安全性または参加意欲に悪影響を及ぼす可能性があると思われる場合には、速やかに行動を見直し、必要に応じて当法人との協議に応じるものとする。

第6条（会員資格の見直し）

前各条に定める事項に重大かつ継続的に違反した場合、または他の会員に著しい不安・不信を与える言動が確認された場合、当法人は、会員資格の停止または除籍を行うことがある。なお、当該措置は定款に定める方法による。

附則（文書の性質）

本同意書は、当法人の定款とは別に、会員としての参加における信義・秩序の共有を目的とする補助文書であり、契約上の拘束力を有するものではない。ただし、会員としての信頼関係および継続的な協働の前提として、最大限の誠意と常識をもって尊重されるべきものである。